

豊田市生ごみ堆肥化容器貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が生ごみ堆肥化容器を市民に無償で貸し出し、市民がこれを利用することにより、家庭から出る生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量を図る機会作りとすることを目的とする。

(利用者の範囲)

第2条 堆肥化容器の貸与ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 貸与日に、現に市内に住所を有し、貸与後も引き続き住所を有する見込みがあること
- (2) 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化を目的とし、適切に使用し、かつ管理できること
- (3) 堆肥化容器の貸与申請が初めてであること
- (4) 同一世帯で貸与申請を実施していないこと
- (5) 堆肥化容器の使用状況等について、市が実施するアンケートに協力できること
- (6) 豊田市税を滞納していないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

(貸与期間)

第5条 堆肥化容器の貸与期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 堆肥化容器を貸与しようとする者は、豊田市生ごみ堆肥化容器貸与申請書（様式第1号）に運転免許書、健康保険証、マイナンバーカード、パスポートその他の本人であることが確認できる官公署が発行した書類等の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(貸与品の返還等)

第7条 市長は、貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に貸与した、堆肥化容器を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により堆肥化容器の貸与を受けたとき
- (2) 貸与の対象とした堆肥化容器を、他の者に転売又は貸与したとき
- (3) その他市長が堆肥化容器の貸与を不相当と認めたとき

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。